

住民税の寄附金税額控除を受けるには申告が必要です。

地方自治体や一定の団体に対して2,000円を超える寄附をした場合、住民税の税額控除を受けることができます。確定申告で住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」等に寄附先及び寄附金額を記載し、領収書を添付の上、税務署に提出する必要があります。

もし第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」に記載を忘れた場合、住民税では寄附金税額控除が適用されない場合があります。ただし、寄附した年から5年以内であれば、市役所へ修正申告を行うことができます。（この場合、修正処理に時間がかかることがあります。）

記入例

【確定申告 A（第二表）】

○ 住民税に関する事項

氏名	姓	名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
個人番号					
16歳未満の扶養親族	個人番号				
個人番号					
個人番号					

給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において給与・公的年金等以外に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択）
 給与から差引き 自分で納付

配当に関する住民税の特例
 非居住者 特例

寄附金税額控除
 都道府県、市区町村分 条件指定分 都道府県 市区町村
 住所地の共同組合、日赤支部分
 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所名

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑮ 支払医療費等	保険金などで補填される金額	
⑯ 寄附金税額控除	寄附先の所在地・名称	寄附金

【確定申告 B（第二表）】

⑮ 地震保険料の計 円 旧長期損害保険料の計 円

⑯ 寄附金税額控除
 寄附先の所在地・名称 寄附金 円

⑰ 人該当事項
 寡婦（寡夫）控除 勤労学生控除
 死別 生死不明 離婚 未帰還 (学校名)

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所
氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所

寄附金税額控除
 都道府県、市区町村分 条件指定分 都道府県 市区町村
 住所地の共同組合、日赤支部分
 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所名

※この例は特定の団体への寄附を促すものではありません。

※東日本大震災への寄附の分については例と異なりますのでご注意ください。